

三宅町工事費等内訳書提出要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、三宅町が発注する建設工事について、入札における不正行為の防止と入札参加者の積算努力の促進を図るとともに建設工事の適正な履行の確認に寄与することを目的し、工事内訳書（以下「内訳書」という。）の提出及びその内容の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 内訳書の提出を求める建設工事は、入札に付する案件とする。なお、再度入札については内訳書の提出を求めないが、落札者に関しては「三宅町建設工事等の入札執行要領」第23の規定に従い提出を行う。

(提出時期)

第3条 内訳書は、入札書に添付し提出する。

(記載事項)

第4条 内訳書の記載については、次のとおりとする。

- (1) 内訳書の様式は、「三宅町建設工事等の入札執行要領」の第5号様式を準用し、閲覧用設計書（金抜き）に準じて作成し、日付、発注者名、表題（工事内訳書と記載）、工事名、工事場所、住所、商号又は名称、代表者名を記載し、押印があるものとする。
- (2) 内訳書の合計額（消費税相当額を除く。）は、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を設けないもので記載し、入札書に記載する額と同額の金額が記載されたものとする。

(審査)

第5条 内訳書の審査は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 審査の対象

予定価格以下（最低制限価格が設けられている場合は予定価格と最低制限価格の範囲内）で入札をした者のうち、最低額で入札した者（以下「落札候補者」という。）を審査するものとする。審査により、落札候補者が失格となった場合は、次順位者を審査する。

(2) 審査の時期

入札においては開札時に行うものとする。

(3) 審査者

工事等担当課の職員が行うものとする。

(入札の無効)

第6条 次に該当する場合は、原則として入札を無効とする。

- (1) 内訳書が提出されない場合（一部未提出、白紙を含む）

- (2) 当該内訳書と無関係な書類である場合
- (3) 他の工事又は他の入札参加者が積算した工事費の内訳書と認められる場合
- (4) 入札書の金額と内訳書の工事価格が不一致の場合
- (5) 一式値引きやマイナス計上の項目(スクラップ控除等を除く。)が記載されている場合
- (6) 内訳書に日付、発注者名、表題(工事内訳書と記載)、工事名、工事場所、住所、商号又は名称、代表者名の記載もれ、押印の抜けがある場合。
- (7) その他不備がある場合

(内訳書の取扱い)

第7条 提出された内訳書の取扱いについては、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 提出された内訳書の引換え、変更又は撤回(取消)は認めない。
- (2) 提出された内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された内訳書は、非公開とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。